

— 申告書は自分で書いて早めに提出しましょう —

所得税・住民税の申告期間は、2月16日～3月15日です。

申告は市民の義務であるとともに、各種税証明及び国民健康保険税・介護保険料などの算定の基礎となる大切なものです。忘れずに、正しい申告をしてください。(収入のない方も申告は必要です、ご注意ください。)

申告相談を行っておりますので、申告相談日程表をご確認のうえ、ご利用ください。

申告の必要ない方

- ① 給与所得のみの方で、年末調整が適正に行われた方。及び、その際扶養になつてゐる方。
- ② 公的年金のみの方で、総支給額が、65歳未満の方は98万円以下、65歳以上の方は266万6、667円以下の方
- ③ 医療費控除を受ける方(所得税のある方で、年間10万円以上の医療費の支払いがある方)
- ④ 初めて住宅借入金特別控除を受ける方
- ⑤ 収入がない方も、必ず申告してください(この場合、お電話でも結構です)

申告が必要な方

右記に該当しない方で、平成16年1月1日現在市内住所のある方は申告が必要になります。

- ① 事業所得(営業・農業・その他の事業)、配当所得、不動産所得、利子所得及び雑所得のあつた方
- ② 給与のほかに所得のある方や給与を2カ所以上から受けている方
- ③ 給与所得のみの方で、勤務先から給与支払報告書の提出がされていない方
- ④ 平成15年中に退職した方

⑤ どのような扶養にもなつていない方

- ⑥ 医療費控除を受ける方(所得税のある方で、年間10万円以上の医療費の支払いがある方)
- ⑦ 初めて住宅借入金特別控除を受ける方
- ⑧ 収入がない方も、必ず申告してください(この場合、お電話でも結構です)

申告のときにお持ちいただくもの

- ◆ 印鑑
- ◆ 平成15年中の所得のわかるもの
- ① 給与所得者は、源泉徴収票または事業主の証明書(働いた日数・日給・年間支払額など)
- ② 営業所得者・不動産所得者は、収支内訳書など
- ◆ 生命保険料・個人年金保険料・損害保険料などの支払証明書

◆ 医療費の領収書、保険金などで補てんされた金額がわかるもの。なお、医療費については必ず明細を作成しておいてください。

- ◆ 障害者控除を受ける方は、障害者手帳、療育手帳または証明書
- ◆ 学生の方は、学生証明書か在学証明書
- ◆ 還付申告の方は、本人名義の預金口座番号の控え

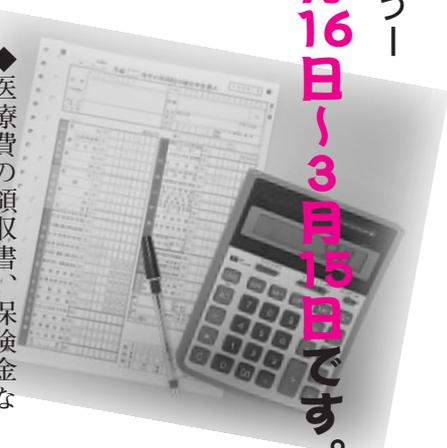
◆ 問合せ 税務課 市民税担当

◎ 小規模事業者のための税理士による確定申告無料相談

日時 2月17日(火)
午前10時～午後3時

場所 市役所 2階 第一会議室

◆ 相談にお出でになるときは、計算器具、筆記道具などをご持参ください。消費税及び地方消費税(個人事業者)の納期限は3月31日(水)です。



平成16年 所得税・住民税申告相談日程表 (時間 午前9時30分～午後4時)

地区	対象地域	期日	会場
盛里	盛里地区全域	2月16日(月)	盛里地域コミュニティセンター
宝	金井・中津森・厚原・平栗・加畑	17日(火)	宝地域コミュニティセンター
	下大幡・上大幡・高畑	18日(水)	
禾生	田野倉・大原	19日(木)	禾生地域コミュニティセンター
	四日市場・月見ヶ丘・川茂・小形山	20日(金)	
	古川渡・井倉	23日(月)	
東桂	鹿留(宮下・沖・古渡)	24日(火)	東桂地域コミュニティセンター
	十日市場・蒼竜峡団地・境	25日(水)	
	桂町・上夏狩・下夏狩	26日(木)	

地区	対象地域	期日	会場
下谷・三吉	下谷1～4・下谷・玉川・引の田・戸沢	2月27日(金)	いきいきプラザ都留
	法能・宮原・住吉	3月1日(月)	
開地・川棚	開地地区全域・川棚	2日(火)	市役所税務課
上谷	田原1～4・上谷	3日(水)	
	上谷1～6	4日(木)	
下谷	中央1～4・つる1～2	5日(金)	
	つる3～5・羽根子	8日(月)	
全地区	市内全域(指定日に申告できなかった方)	9日(火)	市役所税務課
		10日(水)	
		11日(木)	
		12日(金)	
		15日(月)	